

農林水産省

プレスリリース

平成20年10月31日
農林水産省

事故米穀影響事業者緊急経営支援事業等について

事故米穀とは知らずにこれを販売・加工した善意の事業者の方々の経営に支障が生じないよう、経営に対する支援策等を講じることとしたので、お知らせします。

＜添付資料＞（添付ファイルは別ウィンドウで開きます。）

- [事故米穀影響事業者緊急経営支援事業について（お問い合わせは枝元、中澤、齊藤まで）（PDF:90KB）](#)
- [（別紙1）米加工品信頼回復対策事業について（お問い合わせは枝元、中澤、齊藤まで）（PDF:57KB）](#)
- [（別紙2）焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業について（お問い合わせは後藤まで）（PDF:56KB）](#)

お問い合わせ先

総合食料局食糧部計画課

担当者：課長 枝元（資料：事故米穀影響事業者緊急経営支援事業及び米加工品信頼回復対策事業について）

代表：03-3502-8111（内線4199）

ダイヤルイン：03-6744-2071

FAX：03-3508-2467

総合食料局食品産業企画課

担当者：課長補佐 中澤、齊藤（敏）（資料：事故米穀影響事業者緊急経営支援事業及び米加工品信頼回復対策事業について）

代表：03-3502-8111（内線4136）

ダイヤルイン：03-3502-5742

FAX：03-3508-2417

生産局生産流通振興課

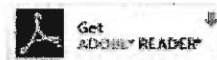
担当者：課長補佐 後藤（資料：焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業について）

代表：03-3502-8111（内線4841）

ダイヤルイン：03-6744-2115

FAX：03-3593-2608

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話：03-3502-8111（代表）

農林水産省

平成 20 年 10 月 31 日
農 林 水 産 省

事故米穀影響事業者緊急経営支援事業について

1. 趣旨

事故米穀とは知らずにこれを販売・加工し、製品の回収や売上の減少などにより経営に支障を来している善意の事業者（以下「善意の事業者」という。）に対して以下の緊急支援措置を講じる。

2. 対策内容

（1）補助対象者

以下の要件を全て満たす事業者

- ① 事故米穀の流通に係る買受業者として公表した善意の事業者（事故米穀等が流通していないこと等が判明し、公表が取り下げられた事業者も含む。）
- ② 国が不正事業者に対する損害賠償請求権を引き継ぎ、求償することを承諾する事業者

（2）補助対象内容

- ① 対象製品の回収（返品を含む。以下同じ）・廃棄等に係る経費
運送代、人件費、廃棄処理経費、当該廃棄製品の製造原価、社告費用、倉庫費用等（保険金を除いたもの）の対象製品の回収・廃棄等に
必要な経費その他社会通念上事故米穀に起因して必要となっている掛増経費の補助

〔対象製品〕

ア 事故米穀又はこれを原料とした製品で回収して廃棄したもの及び在庫を廃棄したもの

イ 風評被害により、回収して廃棄したもの及び在庫を廃棄したもの（事故米穀を利用していない製品が対象。）

〔対象期間〕 業者名が公表された日から 6 ヶ月間

〔補助率〕 10 / 10

② 一時的な売上減少への対応

従来の売上げに戻るまでに要すると見込まれる期間の一定期間（業者名が公表された日から6ヶ月間）における、上記①の対象製品に係る売上総利益の減少相当額の補助

〔補助額の算定〕

対象製品に係る直近3ヵ年平均同期売上総利益額－当期売上総利益額

※ 売上総利益額＝売上高－売上原価

〔補助率〕 10/10

③ 経営安定のための運転資金の借入を行った場合の1年分の金利助成

実際に善意の事業者が負担することとなる貸付利率の水準を、無利子まで引き下げるのに必要な額又は2.45%（（株）日本政策金融公庫（国民生活事業本部）のセーフティネット貸付の利率と同水準）を引き下げるのに必要な額のいずれか低い額を補助

〔融資限度額（1事業者当たり）〕

480百万円（（株）日本政策金融公庫（中小企業事業本部）のセーフティネット貸付限度額と同水準）

〔対象となる運転資金〕

公表された日から6ヶ月以内に借入を行った運転資金

〔利子助成額〕

無利子まで引き下げるのに必要な額又は2.45%を引き下げるのに必要な額のいずれか低い額

（3）確認スキーム

本事業を適正に執行していくため、農林水産省及び地方農政局に、公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等からなる第三者委員会を設置する。

（4）国の不正事業者に対する求償

国は、善意の事業者の損害賠償請求権を引き継ぎ、不正事業者に対して、求償する（民法474条・第499条）。

3. その他

- (1) 事故米穀の不正規流通の影響により需要が落ち込んでいる米加工品の信頼回復を図るため、業界団体の信頼回復等に関する普及啓発の取組や品質管理に係る企業研修を支援する。(別紙1：米加工品信頼回復対策事業)
- (2) 金融面の対策として、中小企業庁とも連携し、既に(株)日本政策金融公庫におけるセーフティネット貸付(経営環境変化対応資金)等の措置を講じているところであるが、これに加え、原材料高騰対応に係る緊急保証において、米菓製造業、生菓子製造業、清酒製造業、蒸留酒・混成酒製造業などの事故米穀の不正規流通の影響を受けている業種も指定され、10月31日から適用される。
- (3) 事故米穀の不正流通の影響によるいも焼酎の需要減に伴い、焼酎原料用への販売が困難となったかんしょの生産農家への影響を緩和するため、でん粉製造事業者が当該かんしょをでん粉原料用として緊急的に買い入れる場合に必要な支援を行う。(別紙2：焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業)
- (4) 本事業の実施に当たり、農林水産省は、省全体として経費の削減などに最大限の努力を行う。

(別紙 1)

米加工品信頼回復対策事業

1 趣旨

事故米穀の不正規流通に係る国民の不安を払拭するとともに、本件の影響により需要が落ち込んでいる米加工品の信頼回復を図るため、品質管理等に係る企業研修や業界団体の信頼回復等に関する普及啓発の取組を支援する。

2 事業の内容

(1) 品質管理等に係る企業研修

- ① 事業内容 原料の選定、加工工程、流通及び販売に至る製品の管理や事故対応等について中小企業を対象とした研修会を実施
- ② 事業実施主体 公募により選定

(2) 消費者とのコミュニケーションの構築を図る取組

- ① 事業内容 (ア) 品質管理等をテーマとしたパネルディスカッションの開催及び商品展示、即売会等
(イ) 消費者を招聘した企業との現地交流会
(ウ) 新聞等を活用した広報活動
- ② 事業実施主体 本件の影響を受けた者が相当数存在する業種の団体

3 事業実施期間

平成 20 年度

4 補助率

定額

(別紙 2)

焼酎原料用かんしょ緊急用途転換事業

1 趣旨

事故米穀の不正流通問題に端を発して、いも焼酎需要が減少し、鹿児島県等の南九州地方においては20年産の焼酎原料用かんしょの販売が減少するおそれがある。

このため、焼酎原料用かんしょ生産者が生産したかんしょのうち、焼酎原料用として販売が困難なものについて、でん粉原料用に緊急的に用途転換することとし、焼酎原料用かんしょ生産者の農業経営及び南九州地方の地域経済に対する影響の緩和を図ることとする。

2 事業の内容

事故米穀の不正流通の影響によるいも焼酎の需要減に伴い、焼酎原料用への販売が困難となったかんしょの生産農家への影響を緩和するため、

- ① でん粉製造事業者が焼酎の原料用として販売が困難となったかんしょをでん粉原料用に買入れた場合に、当該買入れに必要な経費を支援する
- ② でん粉製造事業者が①により用途転換されたかんしょを原料としてかんしょでん粉を製造した場合に、その製造に必要な経費を支援する等の対策を実施することにより、当初からでん粉原料用として販売した場合と同等の農家収入及び事業者収入を確保する。

3 事業実施期間

平成20年度

4 事業実施主体

独立行政法人農畜産業振興機構

5 補助率

定額